小栗栖の家ほっこり 小規模多機能型居宅介護 料金案内

【単位表】(1単位=10.55円)(地域:併設しているサービス高齢者住宅以外にお住いの方/同一建物:併設しているサービス付き高齢者住宅お住まいの方) ※介護保険サービス利用料金に関して、下記に記載されている基本単位及び対象となる加算の合計の1割(2割、3割)がお支払いいただく料金となります。

要介護度(限度額)		基本単位 (※1)	認知症加算 I (※2)	認知症加算 II (※3)	サービス体制 強化加算 I イ (※4)	総合マネジメント体制強化加算 (※5)	訪問体制強化 加算 (※6)	初回加算 (※7)	介護職員処遇 改善加算 I (※8)
要介護 1	地域	10,423 単位/月							
(16,765)	同一建物	9,391 単位/月							
要介護 2	地域	15,318 単位/月		500 単位/月					
(19,705)	同一建物	13,802 単位/月		※該当者のみ					
要介護 3	地域	22,283 単位/月	800 単位/月		640 単位/月	1,000 単位/月	1,000 単位/月	30 単位/日	総単位×7.6%
(27.048)	同一建物	20,076 単位/月	※該当者のみ		040 年世/万	1,000 平位/ 万	※開始後 30 日	心平区八八0	
要介護 4	地域	24,593 単位/月							
(30,938)	同一建物	22,158 単位/月							
要介護 5	地域	27,117 単位/月							
(36,217)	同一建物	24,433 単位/月							

【料金表】

※一ヶ月間合計の単位数で介護保険請求は計算が行われます。その為、小数点以下端数の部分で実際の負担金と異なる場合がございますので、目安としての料金とお考えください。

水一ヶ月间台	ゴロリ	一旦数でク	「遺体陜調水は計算	おか打われよう。 そり	の為、小数点以下端		_	T	日女としての科金と	1
要介護度			基本料金 (※1)	認知症加算 I (※2)	認知症加算 II (※3)	サービス体制 強化加算 II (※4)	総合マネジメント体 制強化加算 (※5)	訪問体制強化 加算 (※6)	初回加算 (※7)	介護職員処遇 改善加算 I (※8)
要介護 1	地域同一建物	1割 2割 3割 1割 2割 3割	10,997 円/月 21,994 円/月 32,991 円/月 9,908 円/月 19,816 円/月 29,724 円/月							
要介護 2	地域	1割 2割 3割	16,161 円/月 32,322 円/月 48,483 円/月		1 割:528 円/月 2 割:1,055 円/月					
37112	同一建物	1割 2割 3割	14,561 円/月 29,122 円/月 43,683 円/月		3割:1,583円/月 ※該当者のみ	1 割:676 円/月 2 割:1,351 円/月 3 割:2,026 円/月	1割:1,055円/月2割:2,110円/月3割:3,165円/月	1割:1,055円/月2割:2,110円/月3割:3,165円/月	1割:32円/日 2割:64円/日 3割:95円/日 ※開始後30日	総単位×7.6%
要介護 3	地域	1割 2割 3割	23,509 円/月 47,018 円/月 70,527 円/月	1割:844円/月 2割:1,688円/月						
	同一建物	1割 2割 3割	21,180 円/月 42,360 円/月 63,540 円/月	3割:2,532円/月 ※該当者のみ						
要介護 4	地域	1割 2割 3割	25,946 円/月 51,892 円/月 77,838 円/月							
	同一建物	1割 2割 3割	23,377 円/月 46,754 円/月 70,131 円/月							
要介護 5	地域	1割 2割 3割	28,609 円/月 57,218 円/月 85,827 円/月							
女月 吱 3	同一建物	1割 2割 3割	25,777 円/月 51,554 円/月 77,331 円/月							

【自費負担】

※食事料金及び宿泊料金は介護保険給付対象外になりますので自費負担となります。

	朝食	380 円		
食事料金	昼食	650 円		
	夕食	550 円		
宿泊	3,000 円/泊			

- ※1) サービス開始月、および終了月に際して利用が一月に満たない場合は日割りが行われます。
- ※2) 認知症高齢者の日常生活自立度ランクIII、IV、Mの方に算定されます。(要介護は不問)
- ※3) 要介護2かつ、認知症高齢者の日常生活自立度ランクIIの方に算定されます。
- ※4) 介護職員において介護福祉士の有資格者が50%以上で算定されます。(看護職員は含まず、常勤換算法に基づき)
- ※5) 個別サービス計画において心身の状況や家族等の変化をふまえ他職種で評価等を行っている場合に算定されます。
- ※6) 訪問に従事する常勤職員を2名以上確保、かつ事業所として月あたり200回以上の訪問を行っている事業所について、利用者すべてに算定されます。
- ※7)登録日から30日の間算定されます。30日以上入院等により利用が行われなかった場合にも利用再開後30日間算定されます。
- ※8) 所定の研修の機会の確保等を満たしている事業所の場合、当該月の小規模多機能サービスに掛かる総単位数に 7.6%を乗じて算定される加算となります。